**第５０回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領**

令和７年６月

長崎県農業協同組合中央会

# **【課　題】（作文・図画両部門共通）**

　　毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。

# **【応募資格】**

●長崎県内の小学校および中学校に在籍する児童・生徒。

●長崎県内の特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒。

# **【応募規格】（枚数・大きさ）**

規格外のものは、審査対象外となりますのでご留意下さい。

## 作文部門

## Ⅰ部：小学校1年生～3年生（400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大き

　　　い原稿用紙で800字以内）

Ⅱ部：小学校4年生～6年生（400字詰め原稿用紙3枚以内）

Ⅲ部：中学校1年生～3年生（400字詰め原稿用紙4枚以内）

図画部門

 Ⅰ部：小学校1年生～3年生

※ 各部ともB3判（364×515ﾐﾘ）、もしくは四つ切り

（380×540ﾐﾘ）の市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

 Ⅱ部：小学校4年生～6年生

 Ⅲ部：中学校1年生～3年生

# **【応募規則】**

(1)作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票を貼り付けて下さい。

貼り付ける位置は、作文が最後のページの裏面、図画は裏面中央とします。

<応募票の記入項目>

1. 作品の題名　②氏名 ③学校名・学年・組　④学校の所在地（郵便番号・電話番号）⑤最寄りのＪＡ名
2. 作文用紙1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出してください（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出してください）。
3. 作文は本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可と

します。ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項

として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどで作成した原稿の応募を認

めます。

　（4）作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。

　（5）応募は本人の未発表でオリジナルの作品に限ります。また、他のコンテストに応募していない作品に限ります。他人の写真や作品を模写・模倣したものは応募できません。著作権、商標権、肖像権など、他者の権利を侵害する作品は応募できません。盗作や不適切な引用があった場合、審査対象外とします。

　（6）ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。

　（7）合作は応募できません。

　（8）図画作品でスローガンや文字を入れたポスター的なものや台紙に貼ったものは応募

できません。

　（9）学校での応募の際は、別添「応募者一覧表」を必ず添付して下さい。

# **【締 切 日】**

令和７年９月８日（月)〈ＪＡもしくは本会への提出期限〉

# **【審 査 員】**

　　●長崎県内の小・中学校教育関係者

# **【県　　賞】**

 　 ●長崎県知事賞 　　　　　　　　　 作文・図画部門 各　１名　 計　２名

 　 ●長崎県教育委員会教育長賞 　　　 作文・図画部門 各　１名 計　２名

 　●長崎県米消費拡大推進協議会会長賞 作文・図画部門 各　１名 計　２名

●長崎県農業協同組合中央会会長賞 作文・図画部門 各　３名 計　６名

●入　選 　　　　　　　　　　作文・図画部門 各１５名 計　３０名

# **【県審査ならびに入賞発表】**

1. 県審査会　　令和７年１０月中旬
2. 入賞発表　　令和７年１０月下旬（入賞校、入賞者宛通知します）
3. 県域表彰　　入賞者に対する賞状・記念品の交付は当該ＪＡを通じて行います。
4. そ の 他　　 応募者全員に参加賞（記念品）を進呈します。

# **【その他】**

# (1)本コンクールは、長崎県コンク－ルと全国コンク－ルの二段階制となっており、全国コンクールへの推薦作品は県審査会で選定します。

# (2)作品の出版、放送、冊子やホームページ等への掲載に関する権利は、ＪＡ長崎県中央会に帰属します。

# (3)作品を応募することによって、応募作品をＪＡグループの広報活動および諸事業活動のために利用することを予め承諾したものとします。その際、作文の部分的な抜き出しや、図画のサイズの変更・トリミングなど一部改変させていただく場合があります。印刷等の都合上、実際の作品と色が多少異なる場合がございます。

# (4)記入いただいた個人情報は、入賞通知・発表や表彰式などのほか、県名、学校名、学年、氏名等の一部情報についてはプレスリリース等のメディアへの発表、本会・ＪＡおよびＪＡ全中（全国コンクール入賞の場合のみ）の広報媒体（入賞作品集やホームページ、米袋の作成等）への露出や作品展示などの広報活動および諸事業活動で公表・使用することがあります。上記および、法令等により開示を求められた場合を除き、承諾なくコンクール関係者以外の第三者に個人情報を提供することはありません。

# (5)作品を応募することによって上記の個人情報の使用に承諾したものとします。

# (6)入賞通知後でも、当該入賞作品がすでに発表済みやオリジナルでない作品と判明した場合、応募規則への違反や、虚偽の報告が判明した場合は受賞を取り消します。

# **【全国審査および入賞者・表彰について】**

1. 全国審査日　　令和７年１１月上旬
2. 入賞者発表　　令和７年１１月下旬
3. 表彰式　　令和８年１月１０日（土）

# **【主催・後援・協賛】**

●主　　 催

長崎県下ＪＡ、ＪＡ長崎県中央会

●後 援（予定）

長崎県／長崎県教育委員会／長崎新聞社／ＮＢＣ長崎放送／ＫＴＮテレビ

ＮＣＣ長崎文化放送／ＮＩＢ長崎国際テレビ／ＦＭ長崎／ＮＨＫ長崎放送局

●協 賛（予定）：長崎県米消費拡大推進協議会

# **【作品の送付先および問い合わせ】**

ＪＡ長崎県中央会「作文・図画コンクール」係へご提出をお願いします。

**＜ＪＡ長崎県中央会「作文・図画コンクール」係＞**

ＪＡ長崎県中央会　総務教育部（担当：松原）

〒850-0862 長崎市出島町1番20号（6F） TEL：095-820-2000

**本コンクールの審査基準は以下の通りです。応募の際にはご留意ください。**

作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

１．課題に沿った作品であること。

２．ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。

３．問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。

４．自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。

５．作品全体に希望や明るさが感じられること。

６．規定の枚数であること。

７．誤字、脱字がなく、その他の表記(かぎかっこや句読点など)も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください）。

８．作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

図画部門審査基準

＜主題のとらえ方について＞

１．子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。

２．理解させるためディスカッションすること。

３．宿題的な押しつけで描かせないこと。

＜基準について＞

（次のようなものは審査の対象外になります）

１．ごはん及びお米を主題としていないもの。

２．スローガンや文字を入れたポスター的なもの。

３．おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。

４．漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。

５．おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、

　　および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。

６．石、木片などを貼りつけたもの。

７．紙の寸法が極端に大きかったり小さいもの。

８．紙がボール紙のように厚かったり、半紙のように薄いもの。

９．台紙に貼って応募したもの。

10．メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、

および宣伝になる恐れがあるもの。

11．パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。

12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの

（例.トラクターの乗車定員オーバー（2人乗り）、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたもの など）